

令和 7 年 9 月 愛 荘 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （ 議 員 提 案 ）

令和 7 年 9 月 2 6 日 午 時 分 開 議

- 追加日程第 1 請 願 第 1 号 生活保護費引き下げ違憲訴訟の最高裁判所判決を踏まえ、
速やかな対応を求める請願書
- 追加日程第 2 意見書第 1 号 消費税率 5 %以下への引き下げとインボイス制度の廃止を
求める意見書
- 追加日程第 3 議提第 1 0 号 愛 荘 町 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
- 追加日程第 4 議提第 1 1 号 愛 荘 町 議 会 会 議 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則
- 追加日程第 5 議提第 1 2 号 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 6 議提第 1 3 号 教育民生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 7 議提第 1 4 号 広報常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 8 議提第 1 5 号 議員派遣について

(令和 7 年 9 月 2 6 日 午 時 分)

請願第1号

愛荘町議会議長

2025年8月20日

森野 隆 様

請願者住所 犬上郡豊郷町三ツ池 196-9

請願者

愛知犬上生活と健康を守る会

会長

本田 秀幸

紹介議員

辰巳 保

龍 すみ江

生活保護費引き下げ違憲訴訟の 最高裁判所判決を踏まえ、速やかな対応を求める請願書

【請願趣旨】

憲法25条では「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」としています。国に対してすべての生活部面について、社会福祉・社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めることを求めています。

最高裁判所は6月27日、厚生労働省が2013年から行った生活保護費引き下げについて、「厚生労働大臣の判断には誤りがあり、違法」とした統一的な判断を示しました。

生活保護利用者は、光熱費・食品など生活にかかわるすべての物価高騰、命の危険を感じるほどの猛暑など、生きることが苦しいという状況です。利用者からは「食べ物を買うお金さえ足りない」という声が聞こえています。

最高裁判所の判決に従い、生活保護利用者全員に対し、下記の事項について、速やかな独自措置の対応を行うとともに、国へ速やかな対応を求めるよう意見書を出していただきますよう請願いたします。

【請願事項】

- 1、猛暑を乗り越えるためにも、緊急に物価高騰に見合う10%以上の大幅な基準引き上げを直ちに行うこと
- 2、生活保護基準を2012年まで遡及し、減額によって侵害された原告・生活保護利用者の生存権を一刻も早く回復すること。
- 3、「物価偽装」などの手段を用い、基準部会に諮らないなどの違法な手続きによって保護基準を引き下げ、長期間にわたって原告・生活保護利用者の生存権を侵害し、痛苦を与えてきたことに対し、真摯に謝罪すること。
- 4、違法な減額処分を行った経過と原因、責任の所在を検証し、再発防止策を明らかにすること。

意見書第 1 号

令和 7 年 9 月 2 6 日

愛荘町議会議長 森野 隆 様

消費税率 5 % 以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

提出者 愛荘町議会議員 辰己 保

賛成者 愛荘町議会議員 瀧 すみ江

消費税率 5 % 以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書

国民は長引く物価高に苦しみ続けている。日銀「生活意識アンケート」（2025 年 6 月）では生活に「ゆとりがない」と感じる人が 60% 超にのぼり、帝国データバンク「倒産集計 2025 年上半期」によれば、12 年ぶりに 5000 件を超えた倒産企業の大半が中小企業である。

2025 年 7 月の参議院選挙では物価高対策をめぐり、給付金と消費税減税が一大争点となった。選挙の結果、消費税減税やインボイス制度廃止を掲げた政党が大きく躍進した。

世界では、110 の国・地域で付加価値税（消費税）の減税が実施され、ベトナムは 10% から 8% への減税を 2026 年末まで延長した。マレーシアは 2018 年の選挙結果を受け消費税を廃止している。中国は昨年末に輸出に伴う大企業への付加価値税還付金を削減・廃止した。

税の専門家は、大企業や富裕層を優遇する不公平な税制を正せば消費税を廃止できる財源が生まれると試算している。回答者の 9 割超がインボイス制度の廃止を求めているというアンケート結果もある。

よって、愛荘町議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

一、消費税率を 5 % 以下へ引き下げること

二、インボイス制度を廃止すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

宛先 衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣様
財務大臣 様

令和 7 年 9 月 26 日

滋賀県愛荘町議会

議提第10号

令和7年9月26日

愛荘町議会議長 森野 隆 様

愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により提出する。

提出者

愛荘町議会議員 辰己 保

賛成者

愛荘町議会議員 中川 喜代和

同 村西 作雄

同 高橋 正夫

同 竹中 秀夫

愛荘町議会委員会条例の一部を改正する条例

愛荘町議会委員会条例(平成18年愛荘町条例第148号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務産業建設委員会 7人」を「総務産業建設常任委員会 6人」に、第2号中「教育民生委員会 7人」を「教育民生常任委員会 6人」に、第3号中「広報委員会 6人」を「広報常任委員会 5人」に改め、次の2号を加える。

(4) 予算常任委員会 議長を除く11人

一般会計の予算に関する事項

(5) 決算常任委員会 議長を除く11人

一般会計の決算に関する事項

第5条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第6条第2項を削り、第1項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員および特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会義に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第6条第3項および第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

付 則

この条例は、令和8年3月5日から施行する。

議提第 11 号

令和 7 年 9 月 26 日

愛荘町議会議長 森野 隆 様

愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

提出者

愛荘町議会議員 辰己 保

賛成者

愛荘町議会議員 中川 喜代和

同 村西 作雄

同 高橋 正夫

同 竹中 秀夫

愛荘町議会会議規則の一部を改正する規則

愛荘町議会会議規則(平成18年愛荘町議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に、「出席議員5人以上」を「出席議員2人以上」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第14条第1項および第17条第1項中「2人以上の者」を「1人以上の者」に改める。

第19条第1項、第37条第1項、第56条第2項および第88条第2項中「出席議員5人以上」を「出席議員2人以上」に改める。

第81条第2項、第82条第1項および第87条第1項中「出席議員5人以上」を「出席議員4人以上」に改める。

付 則

この規則は、令和8年3月5日から施行する。

議提第 12 号

令和 7 年 9 月 26 日

愛荘町議会議長 様

総務産業建設常任委員会委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事 件 総務および産業建設に関する事項について

理 由 総務および産業建設に関する調査を閉会中に行う必要があるため

議提第13号

令和7年9月26日

愛荘町議会議長 様

教育民生常任委員会委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件 教育および民生に関する事項について

理 由 教育および民生に関する調査を閉会中に行う必要があるため

議提第 14 号

令和 7 年 9 月 26 日

愛荘町議会議長 様

広報常任委員会委員長

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出ます。

記

事 件 議会広報に関する事項

理 由 議会広報に関する調査、発行業務を閉会中に行う必要があるため

議提第15号

議員派遣について

令和7年9月26日

次のとおり議員を派遣した。

1. 令和7年度農政連盟愛知中部支部総会

- (1) 目 的 総会
- (2) 場 所 東びわこ農業協同組合 愛荘営農経済センター
- (3) 期 間 令和7年7月22日
- (4) 派遣議員 総務産業建設常任委員会委員長、副委員長

2. 町村議会議長会議会運営・事務基礎研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 場 所 彦根勤労福祉会館
- (3) 期 間 令和7年7月24日
- (4) 派遣議員 一期目議員

次のとおり議員を派遣する。

1. 那珂川町合併20周年記念式典

- (1) 目 的 訪問
- (2) 場 所 栃木県那珂川町小川総合福祉センター
- (3) 期 間 令和7年10月4日
- (4) 派遣議員 副議長

2. わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025 アーチェリー競技

- (1) 目 的 視察
- (2) 場 所 スポーツセンター秦荘グラウンド
- (3) 期 間 令和7年10月5日～7日、26日
- (4) 派遣議員 全議員

3. 愛荘町議会議員視察研修会

- (1) 目 的 視察研修
- (2) 場 所 福井県南越前エコクリーンセンター
- (3) 期 間 令和7年10月10日
- (4) 派遣議員 全議員

4. 学校訪問

- (1) 目 的 訪問
- (2) 場 所 秦荘中学校、秦荘東小学校、愛知中学校、愛知川東小学校
- (3) 期 間 令和7年10月15日、10月22日
- (4) 派遣議員 教育民生常任委員会

5. 第66回町議会議員研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 場 所 多賀町多賀結いの森
- (3) 期 間 令和7年10月29日
- (4) 派遣議員 全議員

6. 彦根・愛知・犬上市町議会議長会研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 場 所 ひこね市文化プラザ メッセホール
- (3) 期 間 令和7年10月24日
- (4) 派遣議員 全議員

7. 愛知川東小学校創立50周年記念式典

- (1) 目 的 式典
- (2) 場 所 愛知川東小学校体育館
- (3) 期 間 令和7年11月1日
- (4) 派遣議員 教育民生常任委員会委員長

8. 第49回町議会広報研修会

- (1) 目 的 研修
- (2) 場 所 ハーティーセンター秦荘
- (3) 期 間 令和7年11月4日
- (4) 派遣議員 広報常任委員会